

# 令和7年度 巡回指導実施結果 (令和7年10月1日～10月31日)

一般社団法人 東京都トラック協会 適正化事業部

巡回種別/評価区分	A	B	C	D	E	その他	合計	*1 特別巡回は、労働局から運輸支局への通報に基づき実施した事業所に係る巡回指導 *2 個別指導は、5両未満の事業所で、靈柩、一般廃棄物に許可が限定された事業所等に係る巡回指導
通常巡回	42	41	26	7	3	3	122	
新規巡回(新規参入事業者)	1	0	0	0	0	0	1	
新規巡回(新設営業所)	0	0	0	0	0	0	0	
特別巡回(労基通報事業所*1)	0	0	0	0	0	2	2	
特別巡回(行政処分後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0	
個別指導(5両未満許可限定事業者*2)	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	43	41	26	7	3	5	125	

区分	指導項目	調査件数	指導件数	否の割合	順位
I.事業計画等	(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	121	3	2.5	
	(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	120	12	10.0	
	(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	120	7	5.8	
	(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	120	2	1.7	
	(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	120	1	0.8	
	(6) 届出事項に変更はないか(役員・名称変更等)。(本社巡回に限る。)	98	2	2.0	
	(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	120	0	0.0	
	(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	120	0	0.0	
II.帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	78	1	1.3	
	(2) 自動車事故報告書を提出しているか。	2	0	0.0	
	(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	120	4	3.3	
	(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	120	3	2.5	
	(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る。)	93	10	10.8	
III.運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	120	5	4.2	
	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか。	118	4	3.4	
	(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	113	10	8.8	
	(4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	120	0	0.0	
	(5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め適正に管理されているか。	121	18	14.9	⑧
	(6) 過積載による運送を行っていないか。	120	0	0.0	
	(7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	121	15	12.4	⑩
	(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	121	2	1.7	
	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	98	11	11.2	
	(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	19	2	10.5	
	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	120	24	20.0	⑤
	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	83	34	41.0	①
	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	91	26	28.6	③
IV.車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	118	4	3.4	
	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか。	117	3	2.6	
	(3) 整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	108	18	16.7	⑦
	(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	120	5	4.2	
	(5) 定期点検基準を作成し、点検・整備を行い記録簿等が保存されているか。	120	37	30.8	②
V.労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	88	11	12.5	⑨
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	120	7	5.8	
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	121	0	0.0	
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	120	34	28.3	④
VI.法定福利	(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか。	119	5	4.2	
	(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	119	9	7.6	
VII.運輸安全マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か。	120	24	20.0	⑤

※表中の□枠内の指導事項は重点項目であり、判定が「否」の場合は総合評価区分が一段階下がります。

※表中順位欄の①～⑩は、判定が「否」の割合のワースト10を示します。